

令和 8 年度

太子町防災ハザードマップ更新業務委託

特記仕様書

令和 8 年 6 月

太子町 自治防災課

目 次

第1章 総則

第1条	適用範囲	P 1
第2条	業務範囲	P 1
第3条	業務の名称	P 1
第4条	履行期間	P 1
第5条	準拠する法令等	P 1
第6条	業務計画	P 1
第7条	技術者の選任	P 2
第8条	関係公署への手続き	P 2
第9条	損害賠償	P 2
第10条	秘密の保持	P 2
第11条	公的資格及び個人情報保護	P 3
第12条	成果品に対する責任	P 3
第13条	成果品の帰属	P 3
第14条	検査	P 3
第15条	疑義	P 3
第16条	打合せ協議	P 3
第17条	搬入先	P 3

第2章 業務内容

第18条	計画準備	P 4
第19条	資料収集整理	P 4
第20条	防災関連情報の整理	P 4
第21条	ハザードマップ原案データ修正	P 4
第22条	ホームページ公開用PDFデータ作成	P 4
第23条	報告書とりまとめ	P 4
第24条	防災ハザードマップ印刷	P 5
第25条	打合せ協議	P 5

第3章 成果品

第26条	成果品	P 5
------	-----	-----

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、太子町（以下、「発注者」という。）が実施する「太子町防災ハザードマップ更新業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用するものであり、受託者（以下、「受注者」という。）が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

(業務目的)

第2条 本業務は、国や大阪府、太子町による各災害の想定区域等の最新情報をふまえ、本町が令和3年度に作成した「太子町防災ハザードマップ」を更新し、平常時から広く住民の防災意識の向上を図るとともに、災害時の減災対策としての活用を図ることを目的とする。

(業務の名称)

第3条 業務の名称は、令和8年度太子町防災ハザードマップ更新業務委託とする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月5日までとする。

(準拠する法令等)

第5条 本業務の実施については、特記仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (2) 水防法
- (3) 河川法
- (4) 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)(平成17年7月 国土交通省)
- (5) 水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月 国土交通省)
- (6) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成27年8月 内閣府)
- (7) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月 内閣府)
- (8) 防災基本計画
- (9) 大阪府地域防災計画
- (10) 太子町地域防災計画
- (11) 太子町国民保護計画
- (12) その他関係法令及び通達等

(業務計画)

第6条 受注者は本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、業務実施計画等を変更する場合も同様とする。

- (1) 業務実施計画書及び工程表
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者及び照査技術者届（次条に関する経歴書等含む）
- (4) その他必要なもの

(技術者の選任)

第7条 受注者は、防災事業及び空間情報データに精通した実務経験豊かな主任技術者及び照査技術者を選任するものとし、管理技術者及び担当技術者、照査技術者は以下の条件を満たす技術者かつ、1年以上の雇用関係がある者を選任するものとする。

- (1) 主任技術者
技術士またはRCCMの資格を有し、ハザードマップ作成の実績を有する者
- (2) 照査技術者
技術士又はRCCMの資格を有し、空間情報総括監理技術者の資格を有する者

(関係公署への手続き)

第8条 作業の実施のための必要な関係官公署等に対する諸手続きは発注者と協議の上、受注者において迅速に処理しなければならない。

(損害賠償)

第9条 本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に発注者に報告するものとする。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、本業務の遂行により知りえた情報を発注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の業務完了後においても同様とする。

(公的資格及び個人情報保護)

第11条 本業務において扱う情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適切な管理のため、関連法令、規定を遵守するほか、JISQ15001「プライバシーマーク（Pマーク）」に準拠した適切な個人情報管理体制と契約拠点においてJISQ27001「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」を所有し強固なセキュリティ体制を担保し業務を遂行しなければならないものとする。

また、国が推進する国土強靱化の趣旨を理解し、「レジリエンス認証」を取得していること、品質においての保証となるJISQ9001「品質管理マネジメントシステム(QMS)」ISO14001「環境マネジメントシステム(EMS)」の資格を有していることとし、業務契約後にその資格が証明できる資料を委託者に提出し、承認を得ることとする。

(成果品に対する責任)

第12条 検査完了、引き渡し後であっても成果品の内容等に不備又は誤りが発見された場合は、受注者の責任と費用負担によって速やかに成果品を訂正、補足しなければならない。

(成果品の帰属)

第13条 本業務の成果品及びデータは、全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与または使用してはならないものとする。但し、ソフトウェアプログラムなど受注者あるいは第三者が保有すると認められる著作物については、その著作権は留保されるものとし、発注者はその一部使用権及び使用許諾をもって使用するものとする。なお、本業務で作成する防災ハザードマップは増刷や別の事業で活用する可能性があるため、別事業にあたり受注者への一切の権利費用等の支払が発生することが無いものとする。

(検査)

第14条 業務完了後検査を受け、必要ある場合速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

(疑義)

第15条 本仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに発注者、受注者協議の上決定するものとする。

(打合せ協議)

第16条 本業務を適切かつ円滑に実施するため、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてその都度打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(搬入先)

第17条 本業務の成果品の納入先は太子町自治防災課とする。

第2章 業務内容

(計画準備)

第18条 本業務の実施にあたり、地域防災計画や土砂災害警戒区域等の法指定図（公示図書）や洪水リスク図などの関連資料の内容及び本町における防災の実態を把握し、業務全体の作業方針を立案するとともに、ハザードマップ作成における計画準備を行うものとする。

(資料収集整理)

第19条 本業務に必要な以下の資料を収集整理するものとする。貸与された資料は責任を持って保管し、紛失、破損等を生じないように細心の注意を払い、業務終了後に速やかに返却するものとする。

- (1) 太子町避難所一覧（最新版）
- (2) 大阪府地震被害想定調査結果（最新版）
- (3) 土砂災害警戒区域等の法指定図（告示図書）データ（shape形式）
- (4) 基礎調査結果（区域調書）
- (5) 大阪府洪水リスク図（最新版）（shape形式）
- (6) ハザードマップ用基図データ（DM形式）
- (7) その他必要と認められる資料

(防災関連情報の整理)

第20条 最新版の避難所、洪水リスク図、土砂災害（特別）警戒区域、内水浸水想定区域、地震被害想定調査結果を用いて、既存の防災ハザードマップの防災関連データを整理・更新するものとする。あわせて、各災害情報は公表元の原典資料と目視比較を行い、間違いないGISデータ（shape形式）を整理するものとする。

(ハザードマップ原案データ修正)

第21条 前条までに整理・更新したGISデータを用いて、「令和3年度太子町防災ハザードマップ」の更新を行うものとする。更新にあたっては、過年度のデザインとの統一性を保ち一貫性のある防災ハザードマップとして更新するものとする。印刷用データ（イラストレーター（AI形式））を作成し、校正用に出力したものを用いて印刷前の色調などの確認を発注者に行うものとする。

(ホームページ公開用PDFデータを作成)

第22条 ハザードマップの住民への周知を図るため、ホームページ公開用のPDFデータの作

成をするものとする。

（報告書とりまとめ）

第23条 本業務内容を取りまとめ、業務報告書を作成するものとする。

（防災ハザードマップ印刷）

第24条 印刷の仕様は次のとおりとする。

項 目	内 容
サイズ	A4 版冊子を基本とする。（中綴じ製本）
页数	32 頁
部数	日本語版 8,000 部
納品方法	納品は発注者が指定する場所に受注者が一括納品するものとし、住民配布は発注者は行うものとする。

（打合せ協議）

第25条 打合せ協議については、業務着手時（1回）、業務中間時（1回）、業務完了時（1回）を想定しているが、業務の進捗状況に応じて発注者、受注者の協議によりWEB会議などの活用も検討し、適宜実施するものとする。

第3章 成果品

（成果品）

第26条 成果品は以下のとおりとする。なお、納入後、発注者が修正加除及び印刷が可能な状態で、データを作成するものとする。

- | | |
|----------------------------|--------|
| （1）報告書 | 2 部 |
| （2）防災ハザードマップ | 8,000部 |
| （3）防災ハザードマップ（shepe形式・AI形式） | 1 式 |
| （4）ホームページ公開用データ（pdf形式） | 1 式 |